

長野県社会福祉審議会 令和7年度 第2回 福祉サービス
第三者評価推進専門分科会

日 時 令和8年2月4日(水)
午後1時26分から午後3時4分まで
場 所 長野県庁本館棟3階 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ(百瀬地域福祉課長)

3 会議事項

○事務局 それでは、会議事項に入らせていただきます。

議長については、分科会運営要領第5条の規定により、分科会長が務めることとされていますので、以後の進行は、中島分科会長にお願いいたします。

なお、本日の会議は、公開とさせていただきます。

それでは、中島分科会長、お願いいたします。

○中島分科会長 それではこれより、私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう、皆様の御協力をお願いします。

会議事項(1)「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

(1) 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領の見直しについて(資料1)

(事務局 資料1説明)

○中島分科会長 ただいまの説明について、御質問や御意見はございますか。

○中島分科会長 分科会の意見を踏まえて、実施要領を改訂するというのでいいのですよね。

○岡田副分科会長 はい。

○中島分科会長 そうすると、一番関係があり当事者でもある塩崎委員から、ただ今の説明について、御質問や御意見をお願いします。

○塩崎委員 いろいろな検討をいただきありがとうございます。理解するため、もう少し

し詳しく説明していただきたいのですが、案2の「評価調査者が自ら所属する、自ら業務等で関係している事業者以外の評価」について、この「以外」というのは、どのような意味に理解すればいいですか。

○岡田副分科会長　いろいろお話を聞かせていただいていると、調査者Aさんのように今から評価に行こうとしているところについて、特に自分が何かの業務で関係もしていないし、昔そこにいたとか、今何か関わってそこで少し職員として働いているとか、そういうことでなくても調査に入ることができなくてとてもやりにくいというようなお話も聞いているので、そういうものであれば関係のない方であれば評価に入ってもいいのではないかという趣旨の改正案かと思います。

○塩崎委員　具体的にイメージすると、今まで勤めていたところは、現在退職し勤めていないということで調査に入れるというような解釈でよろしいですか。

○岡田副分科会長　今は関係ないということですね。

○塩崎委員　ありがとうございます。

○事務局　今は、一人でも関連当事者がいると、評価ができないわけです。評価調査者のうち一人でも関係があれば評価ができないわけですがどれも、その人が行かなければいいではないか、ほかの評価調査者が評価すればいいではないかということです。この資料の書きっぷりが、ちょっとおかしいんじゃないかと思います。

○岡田副分科会長　今、説明していただいたとおりです。

○塩崎委員　ほかの方が行けばオッケーという解釈ですね。ありがとうございました。私が勝手に解釈しているといけないと思ったので、確認させてもらいました。

○岡田副分科会長　関係ない人が行けばいいということですね。

○塩崎委員　ありがとうございます。それと、案1について、こちらが主張していた10人以上という案を出していただいて、非常にうれしいです。10人以上にすると予想としてどのくらい増えますか。

○事務局　20人は少しハードルが高いというお話があったので10人まで落としました。どのくらいというのは、事業所の数ということですか。

○塩崎委員　うちの評価機関は上田市の保育士さんが何人かいらっしゃって、上田市の保育園だと常勤10人もいないというようなお話を聞いたので、今日は保育園に関係

する委員の先生が来ているので、保育園の園長経験者は、組織運営管理の調査ができていくのかできやすいかという点で、常勤 10 人以上の保育園は結構あるのかお聞きしたいと思います。

○佐藤委員 常勤 10 人以上について、正規と会計年度の先生とかありますが、合算していいのですか。

○塩崎委員 事務局に聞いてみてください。

○中島分科会長 常勤職員と書いてありますね。

○佐藤委員 常勤職員と書いてあるので、正規とか会計年度に関係なく、勤務の実態が常勤なら該当するということでしょうか。

○事務局 お立場がいろいろあるかもしれませんが、常勤職員に該当すると考えます。

○佐藤委員 月給ということになると、うちの保育園は非常に小さい保育園ですけど、常勤職員だけで調理と先生が 12 人になります。それより小さい保育園は割とあると思います。

○塩崎委員 公立はどうですか。

○佐藤委員 公立は、市の大規模な保育園は 200 人規模とか、園児が多くいるところは 30 人くらい常勤の先生がいらっしゃいますが、中規模から小規模な保育園だと 10 人くらいで回ってるところも少なくはないと思います。

○中島分科会長 佐藤委員の保育所の子供の定員は何人ですか。

○佐藤委員 定員は 60 人です。

○中島分科会長 定員が 60 人だと、中規模、小規模のいずれになりますか。

○佐藤委員 小規模です。現在、子供が 50 人いて、常勤職員が保育士のみだと 10 人ですが、そこに給食の先生が 2 人入ります。

○中島分科会長 ほとんどの保育所が 10 人をクリアできると見ていいのでしょうか。

○佐藤委員 私のところより小さくて 10 人より少ない園は、私の知っているところで坂北保育園です。そこは、職員数が 5 人くらいしかいないので、そういう園も稀にあ

り、木曾地区とか過疎化の地区には何件かそういう園もあるといった状況です。

- 塩崎委員 常勤職員が 10 人未満の保育園は少ないということですね。
- 佐藤委員 そうですね。そんなにはないですね。
- 塩崎委員 分かりました。ありがとうございます。
- 中島分科会長 議論の前提として、組織経営管理業務に関わる評価調査者が足りないという実態があるのですか。
- 事務局 組織経営管理業務に関わる評価調査者が足りないという話は直接承っておりますが、評価調査者の中で組織経営管理業務を担当できる方の数は少なく福祉分野の評価調査者がほとんどで、人数的には相対的に少ない状況です。ただ、足りないというようなお声自体は直接承っておりません。
- 中島分科会長 そこまでは達していないということですね。
- 事務局 伺っておりませんが、少ないという実態はございます。
- 中島分科会長 わかりました。岡田副分科会長、その辺を踏まえて長野県以外の状況を教えていただければと思います。
- 岡田副分科会長 はい、先程、東京都で組織運営管理の評価者が足りないということは、長野県も実施要領を作る時に東京都の要綱などを参考にして作った経緯があって 5 ページの【設問 1】の一つ目のゴシック体のところですが、例えば保育園の園長さんとか特別養護老人ホームの施設長さんとかそういった方は、その一つ目の方の福祉、医療、保健分野の有資格者、若しくは学識経験者で当該業務 3 年以上の方にしてくれと言われて、東京都の場合は、その下の（2）で、今の議論になっている組織運営管理業務を 3 年以上経験している者は、福祉業界以外のところで、例えば会社経営とか一般企業の部長とか、要は部下が 20 人以上のところ、実はやり取りをしているのです。そうすると東京都の場合、100 人受講生がいてエントリーしようとするけれども、全部はねられて全部保育園の園長さんとかが、一つ上の方の（1）で、福祉とか医療とか保健分野の方で資格を取ってくださいと促されて、結局 100 人中 10 人もいないぐらいで、実は 1 割もないぐらいの人しか組織運営管理業務 3 年以上経験とみなされないということに今はなっていて、そこが実は非常に問題になっています。長野県の運用は同じことが書いてあるのだけれども、長野県の場合は保育園の園長さんでも常勤職員、保育士さんとか調理員さんが 10 名以上いれば、組織運営管理業務で資格が取得できるということであればいいのかなと思って、それでもやっぱり 20 人が多い

のであれば10人でいいと思いますが、何が言いたいかというと、評価機関を作る時に福祉医療分野の人と組織運営管理業務の人は必ず一人以上いないと評価機関として認証できないという縛りもあるんですね、そんな縛りもあってこれはちょっとまずいぞということになって、蓋を開けてみたら組織運営管理業務の人がもう辞めてしまって本当に福祉医療分野の人しかいなくなってしまって、それで評価機関の存続も危ぶまれる事態に東京都はなっているのです、そこは運用の問題で、組織運営管理業務の方でも大丈夫ですよ、と促していただいたりすればいいのかなと思います。実は東京ではそういうことが起きてます。

○中島分科会長　今の岡田副分科会長の発言を踏まえて、私自身の経験になりますが、組織運営管理業務が福祉業界以外の人を前提としていることに関連して、随分昔ですけども、民間の手法を福祉に持ち込むということで、例えば人件費率を民間並みに下げろという意見が今から20年ぐらい前にあって、そのままやったところ、福祉職の職員が次々と辞めていったという実態が全国にあったのではないかと思います。要は純粋に民間の見方で福祉を見たとき、その手法はちょっと危うさがあるのではないかと考えています。勤務していた長野大学が公立大学になって評価委員会が上田市長によって任命されて、評価委員長は信州大学の名誉教授で今の理事長の平井先生だったので、その中に民間の方が入られていて、大学の基準で合わないような民間の事をがrogan言ってきた、そんなことをやったら大学が潰れてしまうのではないかとこの経験もあって、純粋に民間の人が福祉を見ていくやり方というか観点というものはやっぱり違っています。今の私は、福祉施設の法人に関わっていますが、大学から見ると不十分です。私を感じるの、組織的にも甘いところがあるし、規定にないようなことが、まかり通っているというか、見過ごされてしまっています。例えば、今の施設ではユニットケアというのをやっていることから、ユニットリーダーの会議があります。学校などでいうと職員会議の議論に引きずられて実質的にはそこで決まったことが学校として決まったこととイコールになってしまっているような面があって、しかし、ユニットリーダーの会議の規定がないのです。もしユニットリーダー会議で意思決定をするのであれば規定できちんと位置づけるべきだろうし、そのような運用をしてはちょっとまずいのではないかとこのことを、助言する人もいないような実態があります。言いたいのは、純粋に民間つまり株式会社の役員みたいな方を招き入れて、その基準でやっていくと福祉が危うくなってくるんじゃないか、せいぜい学校とか公的機関とか、そういった感覚がある人がやらないと、なかなか難しいのではないかとこの思いがあるというのが、私の意見です。その上で、御意見があれば、塩崎委員、どうぞ。

○塩崎委員　確かに中島分科会長のおっしゃるとおりで、私は他の法人の理事をやっていますが、福祉と関係ない民間の方が来ると会議がかなり長くなるなど、その人にもよると思いますが、なかなか難しい面があると感じています。

○中島分科会長　見習うところもあるかとは思いますが、営利を追求する民間企業だとその目的がちょっと違うのではないかと考えています。

○塩崎委員　そうですね。

○中島分科会長　福祉的というか、非営利的なものは、相容れるところと、相容れないところがあるので、その辺は検討を要するのではないかと考えています。

○岡田副分科会長　福祉の第三者評価を見るときに福祉のことが分かる人で、経営をするときにどういうポイントが必要か分かる人が、タッグを組んで進めていくようなことは、元々の制度の入り口のところの立て付けではあったのですが、実際に今分科会長がおっしゃるようなこともありまして、文化というか、組織風土というか、そこを理解しないと評価しづらいところもあり、その逆に、一般企業の人がどれだけこの第三者評価の方に関心を持って入ってこようとするのかというところがなくて、実態としてこのようなことになっていると思うので、先程、申し上げましたが運用のところだと思います。福祉医療分野でもエントリーできるけれども、例えば保育園の園長さんが、組織運営管理業務でも資格を取れるのだから、是非こちらもという促しをすることで、先程、申し上げた東京都のようなことは起きていないですかね。組織運営管理業務の評価調査者と福祉医療分野の評価調査者が一人以上いないと評価機関として認証取消しになるような縛りがなければ特に問題はなくて、どちらかという今回提案していただいたように 20 人がやはり大きく、ある程度規模の大きいところでないといけないということであれば、今回、案 1 として提案していただいた 10 人という規定に修正していただいた方が入り口としてはいいのかなというところでは。もう一つ、法人の代表者などが関係するという案 2 についても、東京都も同じであり、今でもそうですけれども、評価機関の代表者とか役員の方が、手広くやっている法人さんだったら一切評価できなくなっているのが現実で、そこまでのことはいいのではないかと、実際にはもう全然関係ない評価調査者もいらっしゃるわけですから、そこは今回、案 2 として提案していただいたように軽減していくとか、変更してもいいのではないかと正直思いますし、他の県も実際にそういうところが幾つかあり、逆に多いと思いますので、その方がいいのかなと思います。

○塩崎委員　案 2 に関連して、うちの事例なんですけども、ある市の保育園行った時に、うちで勤めてた人は入れないでくださいっていう条件を掛けられたことがあるのです。今回こうなった時に、県ではいいよって言うのだけれども、市町村で駄目だと言われた場合は、きっと、事業所である程度対応ということですよ。

○岡田副分科会長　それはよくあることなので、そこはもう評価機関と評価受ける側との協議ですよ。

○塩崎委員 わかりました。

○岡田副分科会長 もっと言うと、保育園を評価するため、評価調査者に保育士を入れようとしたら、保育士を入れるなという園もありますからね。全く違う視点で見てほしいという園もありますが、園側の希望であり、評価の資格の有無とは関係ないので、そこは調整だと思います。

○佐藤委員 第三者評価を受ける保育園には、この福祉医療分野の評価調査者が来ていらっしゃるということですか。

○塩崎委員 うちの事業所が入っているところはそうです。

○佐藤委員 そうですか。ほかの方で受けられたところはどうか。

○塩崎委員 ちょっと分かりません。

○岡田副分科会長 他の評価機関についても、保育士の経験がある方や法人で組織運営管理のマネジメントをしていた方がペアで入っていらっしゃいます。

○佐藤委員 福祉関係の組織でなく、民間企業に見てほしいという保育園もありますか。

○岡田副分科会長 そのようなお声を我々が直接聞くことはあまりないのですが、福祉関係以外の組織経験をした者が調査に来てほしいという要望が、他の保育園からあるかということでしょうか。

○佐藤委員 そうですね。反対に選べるのでしょうか。

○岡田副分科会長 なるほど。実際に、塩崎委員の評価機関では、そのような御要望があったり、お声があったりするのでしょうか。

○塩崎委員 そのような要望を聞いたことはないです。今のところ、私の耳には入っていません。また確認しておきます。

○佐藤委員 保育園の立場としては、第三者評価を受審したいときに、民間の方がきてわかっただけの部分と、専門分野の方でないと理解が難しい部分があるのではないかと思います。第三者評価の実施率を上げていくときに、評価調査者を呼んだら民間の人が来てしまったとなると、それだったら呼ばなくてもいいんじゃないかということになって、第三者評価の実施率が下がると思います。評価していただくのであれば、やはり専門分野がわかる人と呼ぶのではないかと思います。

○中島分科会長 岡田副分科会長が言われた例というのは、稀な例なんですか。

○岡田副分科会長 そうですね。稀な例というか、評価は資格独占業務で、必ずしも、長野県の場合はそうじゃないと思いますけれど、評価機関の評価調査者の中に保育士さんがいらっしやらないというのは可能性があるんですよ、評価を受けようというところで、その評価機関に依頼をしたら、そこにいる評価調査者しか動いてこなくて評価活動しないので、保育園に限って話をします。特別養護老人ホームとか、障害者支援施設とか、児童養護施設とか、いろいろな施設を評価するときに必ずしもその経験じゃない評価者の中のそのような団体というところも可能性としてはありますので、要件としてはクリアしているけれども、評価機関を選ぶときに保育士の方が来てくれるのかとか、逆に先程、申し上げたように、稀なケースかもしれませんが保育士でない方にちょっと見てもらいたい、違う観点から見てほしい、例えば高齢分野の人にちょっと見てほしいというようなことを考えて、評価機関を選ぶときの一つの基準で選んでいただければいいのかなというところなんです。東京都も 60 程度のサービス種別があって、60 数人分きちんと現場経験がある人がいるかというところもそのような評価機関は一つもないので、評価機関を選ぶときに、保育園側でどのような資格を持っている評価調査者の人がどれだけいるのかといったところも、評価機関に尋ねると教えてくれると思いますので、それで選んでいくというところかと思います。

○塩崎委員 毎年 1 回、研修があって、その時に評価調査者の方が全員行って実践的なことを書いたりするので、ある程度は民間の方も学習していると思います。岡田先生にもいろいろ教わりながら今までやってきましたが、評価調査者はまるっきり無知で来ているわけではなく、ある程度、学習をして現場に出ています。

○中島分科会長 佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 そうですね。現場からすると、やはり専門分野の人がいいかなと思います。

○中島分科会長 確かに児童養護施設でも第三者評価が始まった頃は、やはり児童養護施設をわかっている人に来てほしいという要望がありました。県は基準を少し緩めるというか、クリアしやすい方向で考えているということですよ。

○事務局 先程の組織経営管理業務と福祉医療分野の評価調査者の関係ですが、基本として押さえていただきたいことは、組織経営管理業務と福祉医療分野の評価調査者がそれぞれ必ず一人いなければいけないということです。そうしないと評価機関を認証できません。それから評価調査者の名簿を公開しております。氏名を伏せたものを公開しております。保育所を評価できると標榜している評価機関に保育士が一人もいないことはまずないですし、名簿を確認いただいて保育士がいるところを選んでいただ

くによろしいかと思えます。先程の福祉の専門家、それから今の基準の緩和ということなんですけども、まず組織経営管理業務担当の20人の事業所という件ですけども、以前、塩崎委員からちょっと厳しすぎるんじゃないかという要望もありまして、その時調べたところ中小企業と小規模事業所の境目が20人ということが分かったのです。近県をずっと調べましたら、千葉県さんと埼玉県さんはホームページに公開してまして、やはり20人でやっているということだったのですけども、さらにそれを下げろという、どこを基準にしたらいいか分からなくて、今回10人というところがかなり多かったので、そこまで緩和したら組織を受け持てる方も増えるのではないかということでもあります。それから、先程の案2の評価調査者について、関連してる人さえ行かなければいいのではないかというのは、現在、評価機関が少なくなってきていますが、どの評価機関からも評価してもらえない事業所が更に一層出てきてしまうことになりかねないということです。ですから、この規定の趣旨は、関連してる評価機関だと評価に手心を加えるのではないかという、客観性が担保されないという懸念、多分制度を作った時に考えたと思えますが、現在は当時と状況が変わり、そもそも受審できなくてはどうしようもないので、そこは緩和するということです。客観性の担保については、むしろ評価機関によって、Aが多いBが多いという、評価機関による評価の偏りが以前から論じられておまして、Bが標準だからAは付けないとか、その後廃業しましたけども、Aが余りにも多いということで、ほかの評価機関から指摘されるというような評価機関もいました。そこも廃業しましたけれども、手心を加える云々を論じるのであれば、むしろ精度管理をしないと、全体像を見て、ちょっとここ甘いんじゃないのということまでやらないと意味がないと思えます。ですから、それよりも物理的に受けられなくなるということを危惧した方が、現状においてはよいのではないかということで、本人さえ行かなければ受審できるようにしましょうというのが案2の御提案であります。

○中島分科会長 案1については、今日の佐藤委員の御発言で何となくオーケーな感じですよ。案2については、事務局から説明があったように評価件数が少なくなってきている現状を踏まえると、このような方向性かなという気がします。

この資料は間違っていたということですが、書き様が変わるのですか。

○事務局 イメージ図ということで、ちょっとまとめて書いてしまって、済みません。もう少し補足して説明すれば良かったんですけども、ただいま、別の職員から説明がありましたように、この評価調査者Aさんは特に関係がない方なので、こういう方であれば評価調査に入ることができるというような趣旨で作りました。済みません。イメージとして捉えていただければと思います。

○中島分科会長 資料を修正していただけるということですか。

○事務局 はい。修正しておきます。済みません。

- 中島分科会長　そのほか、御質問、御意見はありますか。
- 岡田副分科会長　先程の保育園について、何で保育士はこないで欲しいといわれたか
という、それは前、受審したとき、例えば、はだし保育を強制されたとか、教育的
な保育の仕方が正しいというように、かなり押し付けられたから、二度と来てほしく
ないということがあって、保育士でない人に来てほしいという、そういう経験もあり
ました。そこを説明しておかないと、わかりにくいですね。保育の専門であって評価
調査の専門家でないと、当然ながら評価はできません。
- 佐藤委員　個人的思想が入ってしまう評価調査者がいたということですね。
- 岡田副分科会長　そういうことです。
- 中島分科会長　保育は流儀というか指導法がいろいろあるからですね。わかりました。
ほかに御意見等がないようでしたら、会議事項（１）「長野県福祉サービス第三者評価
機関認証実施要領の見直しについて」は、以上とします。
それでは次に、会議事項（２）「福祉サービス第三者評価事業の受審促進について」、
事務局から説明をお願いします。
- （２）福祉サービス第三者評価事業の受審促進について（資料２）
- （事務局　資料２説明）
- 中島分科会長　ただいまの説明について、御意見や御質問はございますか。
- 中島分科会長　ありがとうございました。ちょっと確認をさせてください。A市の第
三者評価未受審の理由のところ、継続できなかったということですが、受審を１回
すれば第三者評価は継続しなくてもいいと、前任者と今の担当者は、両方とも思っ
ているということですか。
- 事務局　A市は、受審を１回したからいいんじゃないかというニュアンスを前任者が
今の担当者に示し、B市については、そもそも聞いてないということです。
- 中島分科会長　そもそも聞いてないというのは、どういうことですか。
- 事務局　予算がなくなって、一定期間の間に職員が変わったりすれば、風化しま
うということですか。

- 中島分科会長 役所の側で継続してやらなければいけないという考え方を、どのように持って行って、理解してもらおうかということですね。
- 事務局 はい。ここには書いていませんが、WAM NETは5年たったものから順次消していきます。受審結果が公表されていても、段々消えてしまうので最低でも5年に1回受審していただければ載ります。例えば15園だったら毎年3園ずつ受審すれば、全園載ってますよと見せることはできると思います。10園の場合は2園ずつというお勧めはしています。
- 中島分科会長 わかりました。B市に対する提案のように、第三者評価の受審を何かの条件にするのはいい手であり、さらに広がってくればいいなと思います。ただいまの説明について、御意見や御質問はございますか。
- 塩崎委員 事前に資料を送ってきていただいて、この資料を見て、県もだいぶ今までと変わって尽力していただいているということで、とてもありがたいし、嬉しかったです。B市の方に委託を条件としてくださいとか、移住相談とか、そんなアドバイスまでしていただいていたなんて、とても私は本当に嬉しく思います。また、引き続きお願いできればと思います。私どももお願いに行きたいと思います。この資料を見て私は本当にうれしく思いました。
- 中島分科会長 そのほか、御意見、御質問等がありますか。
- 佐藤委員 保育園の受審率が上がらないが、どのようにすれば受審率を高められるか質問したいのですが、よろしいですか。
- 中島分科会長 はい。是非お願いします。
- 佐藤委員 保育園は第三者評価の受審がまだ義務化されていませんが、保育園以外の福祉施設はかなり義務化されているということですか。
- 中島分科会長 児童養護施設などは、義務化されてますね。
- 佐藤委員 そうですね。義務化により、まずは認識を上げていく必要があると思います。第三者評価を受けることで業務の改革につながり、こんないいメリットがあるところを理解していただかなくてはいけないと思います。第三者評価が入ると何かすごく指摘されることが多いのではないかとという危惧もありますが、改善を進めていく必要があります。ここにも書いてあるとおり、保育所の置き去り事故とか虐待事件をよく目にするようになって、保育所での虐待に関して通報義務ができて、そういうことを目にしたら管理者は県に通報しなければいけないということになりました。

そういうことも含めて、第三者評価はこの先どんどん入ってくる分野なのかなということを感じています。組織の中だけで改善できないことがあったり、保育士不足で、資格の無い方も入っているし、ここまでやって欲しいけど言いにくかったり忙しいあまり、良くない事件が発生したりして、大きな事件になる前に第三者評価の評価調査者に定期的に来て見てもらうと、管理する側も職員もメリハリがついて意識付けができていくと思います。ですから、保育所運営の中で、組織改革として職員とうまく連携しながら、事故を無くしていくためのポイント説明みたいなものを含めて、第三者評価を受審することで、このような良いアドバイスを受けることができ、このような事故が防げますというようなメリットを、分かりやすくチラシのような1枚にまとめて、長野県の保育園の園長が集まる長野県保育連盟に配布して周知し、認識を高めていくことが必要だと思います。前回の分科会で第三者評価のチラシを見たときスマホでQRコードから見れるというのはすごくいいなと思いました。そのチラシも園長である私には手元に届いていないわけで、もしかしたらメールとかで送ってくださっているかもしれないけど、教育委員会で止まっていたりすると思うんですね。お値段が結構することも分かりましたので、教育委員会が保育園で第三者評価を必要とすることを理解し予算付けしてもらわないと前に進みませんので、まずは、市町村の教育委員会や現場にいる園長、管理者の方に分かりやすい文面でのチラシを出していただいて、受審率を高めていくというのはいかがでしょうか。

○中島分科会長 はい。周知広報について今、県の方でどのような取組をしているのか、説明をお願いします。

○事務局 実は、長野県保育連盟さんの会議に出席して受審勧奨もしております。資料がわかりやすかったか、わかりにくかったかはわかりませんが、最近に行けていないのですけれども、その点についてはまたやりたいと思います。あと、行政の職員への伝達会議等でも周知をしております。そういったことはやらせていただいているのですけれども、なかなかどういう御利益が有るか、第三者評価はどんな点がいいかというのは、1回受審していただくと分かると思うのですけれども、なかなか書き言葉で説明するのは難しい部分もあります、そうは言っても、やっていきたいと思います。一番思いますのは、やっぱり外部の目が入ることによって何かしらの緊張感が職員さんに生まれる、これは非常に大事だと思ひまして、先程の置き去り事件がありました起きてしまった園を調べたら第三者評価を受けてないです。しかも、小規模ですと、異動もありませんし、そうするとなかなか閉鎖的な空間の中で、勤務年数が長い人の言うことに誰も逆らえなくなるということがあると思います。そこに外部の目が入ることが効果の一つ、それから第三者評価を受けますと、保護者からいろいろ意見が園に言えなくても直接評価機関に入ってくるんです、そうすると、園の方は安全対策も随分頑張っているのに、親に全然伝わっていなかったとか、これは伝え方をもっと工夫しなければいけないとか、そういう効果が出てくるんです。だからそれもコミュニケーション不足といえればそれで終わってしまいますが、ですからこ

れはまず1回受けていただくとともに、先程おっしゃられた広報もまた考えていきますので、よろしくをお願いします。

○佐藤委員　　そういうふうにするとメリットが有るなって思って、やっぱり受けようかなって思うんですね。

○中島分科会長　　県とはちょっと関係ないんですけども、長野県保育連盟の中で今まで第三者評価を受審した保育所があると思うのですが、その方に話してもらうことはできるのですか。

○佐藤委員　　すごくいいと思います。前回の分科会の資料を見ましたが、飯田が割合と受審率が高いのですかね。

○事務局　　飯田、上田、安曇野は令和4年に受審勸奨してから初めてあるいは再開していただいたところです。飯田は毎年複数受審していただいています。

○佐藤委員　　受審して良かったということが書いてあります。だからやっぱり受審してみるといいんだってことがわかるけれど、受審しない人からするかと何か言われるんじゃないかという心配がやっぱりあるんですね、だから、今は動画があるのでQRコードで見ると、受審した園の園長先生がこんな点で良かったですみたいな、目で見て分かるものはとてもよいと思います。多分、管理者としては外部の人に見てほしいという気持ちもあると思います。運営方法がいいとか、困った職員がいたりした時にどのように話して進めていくのがいいとか、第三者の方に相談できると非常に有効だと思います。そういうのを何かこんな点が良かったですよみたいな、アピール動画を入れつつ、ちょっと分かりやすいっていか手順やメリットが直感的に分かるような感じの動画が文章よりはいいのかなという気がします。

○事務局　　ちょっと敷居を低くするということですね。

○佐藤委員　　そうです。たくさんの連絡がこども家庭庁や県から来ます。毎日、メールや資料をとにかくいっぱい読んでるんですよ。そうしていると、気持ちが重くなってちょっと面倒くさいと思うようになるのが正直なところで、そのような保育園も多いと思うので、その時に、分かりやすいチラシが紙で出てきて、ちょっと受審してみようかという気持ちが起きるように持って行った方が、導入しやすいのかなと私は思います。

○事務局　　検討させていただきます。

○佐藤委員　　はい。

○中島分科会長 第三者の評価はどうしても指摘は痛いところがあるんですよ。それを管理者の側がどのように考えるか、受け止めるかだと思います。私の場合は、児童養護施設に関わっているので、改善する余地が、子供と職員にとってプラスになっていけばと思います。最初は痛いんですけどね。

○佐藤委員 そうですよ。園だけで解決できないところを、行政の方にも第三者評価の評価調査者に少し橋渡しをしていただいて、どうすれば良くなるかっていう観点で改善点を話してもらえると、管理者としてもこうしようと、いろいろなものが見えてきます。運営が駄目だ、というような下がっていく評価ではなく、良くしようとする方向に持っていくと、第三者評価の受審率が上がってくるかなと思います。

○中島分科会長 評価機関の側からは、どのように伝えていくか、どのように提案や、やり取りをしていくのですか。

○塩崎委員 同じ調査票に、一般職員、管理者がチェックを入れます。それを参考に、例えば「人権」について、管理者は「出来ている」とチェックが入っている。一般職員の大部分は「出来ていない」、「わからない」にチェックが入っている。こんな時は、その隔たりに気付いて頂きます。また、事業所のいいところをなるべく気付いて頂くという思いでお聞きし、同時に改善するところもお聞きします。気付けなかったところが気付けたという感想もよく聞かれます。実際に受審された方にお聞きしてみたらいかがでしょうか。

○六川委員 私は高齢者施設で特別養護老人ホームですけども、今、塩崎委員がおっしゃったように、自己評価を基に調査していただくので、自分たちができていないところも明らかになるし、それについては、このような改善をこのようにしていったらどうですかというようなアドバイスをさせていただいたりするので、何か指摘をされるという感じを私たちは受けたことがないです。割と良くできているところは、すごく良くできているといつも認めていただいていますし、先程、事務局からも話がありましたが、外部の人が入るというところで、評価項目を見ると、職員はこういうことをやらなければいけないんだという自らの振り返りにもなりますし、自分たちの勉強にもなるんですね。管理者側としての自分はこのことをしなければいけないんだなと振り返る本当にいい機会になったりしますので、そんなに気負わなくても、まずは受審してみたらいいのではないかと思います。第三者評価を受けるきっかけは上からこれをやるといった感じで、もうずっと何年も続けてきたことなんですけれど、お金が掛かるというところで、今は少し間隔を延ばしてはいますが、そんなに指摘ばかりというわけではないです。

○佐藤委員 そのようなお話をお聞きすると、受審率が上がるのではないかと思います。

第三者評価を受審して良かったというような声をもっと分かるようになればよいとも思います。

○六川委員　だからアンケートでは、必ず受審して良かったっていうことしか出てこないですね。アンケート結果の振り返りを分科会で毎年行っていますが、受審して嫌だったという意見はなく、受審して良かったという意見しか出てないですね。

○佐藤委員　いいですね。職員が振り返れるというのも、すごくいいなと思いました。管理者も気が付かなかつたり、管理者としてちょっと言にくい話でも、第三者評価でこうでしたよと説明すると、職員に話をしやすいという点もいいと思いました。このようにワンクッションあるところもいいと思います。そういったメリットをいっぱい聞くとちょっと受審してみようかなという気持ちになります。ありがとうございます。

○中島分科会長　そのほか、いかがでしょうか。

○事務局　よろしいでしょうか。

○中島分科会長　はい。

○事務局　先程、事務局の別の職員から説明させていただいた 10 ページのB市の件で追加の御報告がございます。B市は、放課後児童クラブの施設を整備する予定があり県が施設の整備に補助を行う際は課長レベルによる審査会と、その前段として担当者レベルによる幹事会が開催されますが、毎年、幹事会で、「補助金の採択にあたっては施設所管課から設置主体に第三者評価の受審勧奨をお願いします。」と依頼しているところです。今回は、B市の案件がありましたので、幹事会とは別に、施設所管課の係長と個別に面談し、「B市は、放課後児童クラブを全て指定管理で運営しているので当課の担当者がB市を訪問し、第三者評価の受審を委託の条件とすることを提案してきました。」「施設所管課も当課と足並みを揃えて、補助金の採択にあたってはB市に対して同様の提案をお願いします。」と改めて依頼しました。先程、中島分科会長から「B市に対する提案のように、第三者評価の受審を何かの条件にするのはいい手であり、さらに広がってくればいいなと思います。」とのお話をいただきましたが、B市も、施設所管課の係長も、放課後児童クラブの第三者評価の受審費用に対する補助があり、市の負担が3分の1であることを承知しており、「これなら話をしやすいですね。そういった話をB市にしてみますか。」と前向きに応じていただき、今回は県庁内でも連携を図ったところでありますので、追加で御報告を申し上げます。

○中島分科会長　御意見等がないようでしたら、会議事項(2)「福祉サービス第三者評価事業の受審促進について」は、以上とします。

(3) その他

- 中島分科会長　それでは、会議事項（3）「その他」に移ります。
最初に、事務局から発言を求められていますので、発言を許可します。
- 事務局　その他ということで報告させていただきます。評価基準研究所に係る第三者評価機関、新規の認証申請についてでございます。前回の分科会におきまして、新規の認証申請として委員の皆様にご審議をいただいた件でございます。本申請につきましては、評価調査者の資格であるとか、業務経歴に関する証明書類などについて、整備を進めているところでありますという説明をさせていただいておりました。本来であれば、全ての申請書類が整ったところで御審議をいただくところ、書類が整わず、委員の皆様にご迷惑をお掛けして申し訳ございませんでした。前回の分科会の後、申請者と書類の整備について協議を進めておりましたけれども、今回そういった書類の整備が難しいということで、今回の認証の申請についてはいったん取り下げて次年度以降、また改めて準備をしたいという旨の申し出が申請者からございました。事務局といたしましても、今後、このようなことがないように、しっかりと申請者と事前に十分に打ち合わせを行った上で、事務処理を進めてまいりたいと思います。委員の皆様にお詫びと御報告をさせていただきます。
- 中島分科会長　分かりました。申請を取り下げたということですか。
- 事務局　はい。代表の方から申請を取り下げたいというお話がございました。
- 中島分科会長　書類が整わない、有資格者を揃えられなかったということですか。
- 事務局　3名ほどの評価調査者の方が候補に挙がっていましたが、資格者証をもらいたいということを再三お願いしたのですけれども、保育士の方ではあるということですが、資格者証を出すことができないということや、業務経歴の証明を出してもらおうようお願いをしておりましたが、本当の詳しいところは分かりませんが、所属されている法人との関係の中で、証明を出してもらおうことがちょっと難しくなったというようなお話がありまして、御迷惑をお掛けしたんですけども今回の申請は取り下げたいというようなお話が私の方へございました。
- 中島分科会長　来年度は出してくださるのですか。
- 事務局　仕切り直しというか、来年度、また改めて準備したいということでもあります。具体的に来年度またどのような調査員の方でいくか、そういった打ち合わせはまだ進んでおりませんが、また来年度ということであれば、しっかりと打ち合わせをして進めていきたいと思っております。

○中島分科会長 わかりました。ただいまの説明について、御意見等はございますか。
御意見等がないようでしたら、若干、時間を割きまして、少し話題にしたいことや何かしておいた方がいいということがあれば発言をお願いしたいと思います。塩崎委員、いかがでしょうか。

○塩崎委員 どこの事業所も会社も同じだと思いますが、人材がなかなかいないというところ、私も高齢者ですけれども高齢化しているというところで、今後どうやっていくか、うちも困っているというところです。今、報告があった事業所も多分そうだと思いますが、第三者評価を進める上で、これから大きな課題になるというか、既に大きな課題になっています。

○中島分科会長 人材不足ということですね。

○塩崎委員 そうです。

○中島分科会長 福祉の職場も含めて、どこも本当に人が少なくて困っていますよね。岡田副分科会長から何かありますか。

○岡田副分科会長 そうですね。受審勸奨していただいたところは、例えば民間保育園だと15万円が補助額の上限で、放課後児童クラブについては30万円で国と県と市が3分の1ずつ負担をするという形で、ほかの種別と比べると予算がついているので、ほかの種別よりもアドバンテージが高いというところも大前提で、そこも現場の方に知ってもらって、本当にチャンスなんだよというところを、是非、改めてPRの資料に載せていただきたいと思います。先程、指定管理の放課後児童クラブの話がありましたが、放課後児童クラブで働く経験のある評価調査者はほとんどいないのではないですか。実際、依頼がきそうな流れになっているので、私も担当しているところですが、しっかりと研修を行うことが必要だと思います。前回の分科会で、今年度の研修の受講者が少なかったという報告がありましたが、今年度は研修の企画の時期が遅れたので、来年度は時期と内容の見直しを行い、特に保育園と放課後児童クラブはしっかりと評価ができるような学びの機会を用意した方がいいと思いました。

○中島分科会長 はい。ほかの委員からいかがでしょうか。御発言をいただいていたなかった林委員に感想でもいいので、ちょっと話していただければと思います。

○林委員 はい。本日はありがとうございます。私は実は放課後児童クラブの運営にも携わっておりまして、いろいろな自治体にも訪問することが多いのですが、指定管理とか業務委託でやっているものですから、第三者評価いいですよということで、そちらの方にもお話をさせていただいているんですよ。ただいま、いろいろな虐待だとか、

先程、佐藤委員がおっしゃっていましたが、こども家庭庁からいろいろなことが毎年決まって降ってくるものですから、そちらの対応に自治体の方も忙し、く監視カメラを付けるとか、その予算の方にどうしても向いてしまって、こちらの方に関心が向かないということと、セルフモニタリングと自治体が定めたモニタリングが基本で、放課後児童クラブで動くということが恐らく多いかなと思うので、そのチェックシートが正しいかどうか、正確性を担保するために第三者評価を入れたらどうですかといった提案をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○中島分科会長　　ありがとうございました。前回、話題になった評価項目のことで何かありますか。

○塩崎委員　　評価項目も少し手を入れていただいて、次回の分科会は他の県と見比べたようなもの出してもらおうと、委員に分かりやすいかなと思いますが、見やすく願います。

○中島分科会長　　前回、事務局からメリット、デメリットの話がありましたよね。

○事務局　　まず基準を変えること自体は前回と比較ができないということがデメリットとして挙げられます。それから現状としましては、女性自立支援施設の基準がまだ各県に届いておりません。その改定の中で共通評価項目を見直しているのが時間がかかっているという説明が6月にありまして、共通評価項目が何かしらの項目数が減るといことがあれば、それをきっかけとして、また改正を決定したいと思います。

○中島分科会長　　説明があったのが今年度の6月だったから、そうすると来年度になるということですか。

○事務局　　また、女性自立支援施設の基準が来次第、検討させていただきます。

○中島分科会長　　わかりました。それでは、最後に、全体を通して何か御質問や御意見等がありますか。

ほかに御意見等がないようでしたら、会議事項(3)「その他」は、以上とします。

皆様の御協力により、スムーズに議事を進行することができました。

以上で会議事項は全て終了いたしました。

本日の分科会は、任期中、最後となりますので、各委員から感想などをお願いしたいと思います。塩崎委員から願います。

○塩崎委員　　今まで委員を6年間やってきました。最初の頃は、四角四面でいろいろとお願いしても、なかなか動きが伴わなかったと思います。今回の分科会は、6年間の任期中、最も動いていただき、調査もしていただいて、本当にうれしく最後を迎える

ことができました。皆さん、いろいろありがとうございました。

○中島分科会長　六川委員、お願いします。

○六川委員　第三者評価を推進していくところですけども、自分自身の施設でもお金がかかることなので、すぐに受審という訳にはいかないし、良さは分かるけれども、推進というところまではどのようにしていけばいいのかというところもありましたが本当に良い施設をつくっていくために何かお役に立つことができればと思って、参加させていただきました。本当にありがとうございました。

○中島分科会長　林委員、お願いします。

○林委員　委員になって3年がたちましたが、最初は本当に何もわからない中で参加させていただきました。いろいろなことが分かってきて、それを施設の運営や法人運営にしっかり落とし込んでいく大切さを認識できたかと思います。ありがとうございました。

○中島分科会長　佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　委員になって今年度が初めてということで、わからないことばかりでいろいろ勉強になりました。まだ任期がありますので、保育園に帰って、推進とまではいなくても、いいと思うことをアピールしたいと思います。ありがとうございました。

○中島分科会長　岡田副分科会長、お願いします。

○岡田副分科会長　本日はたまたま保育園と放課後児童クラブの話題が出ましたけれど私は両方の評価基準を国で作る委員になっていて、特に保育園は、本当に熱い思いがありまして、ちょうど平成27年から31年の5年間に1回は受審しようと言ったとき長野県は保育園にいつ受審するかアンケートをとって、受審件数が非常に伸びました。それはなぜかという、当時、厚生労働省がいていたのは、平成27年現在の保育園の数が人口情勢からすると2025年には3割減少し本当に大変なことになるから評価を受審しましょうよ、評価を受審したことで保育園や行政だけで考えるのではなくて第三者も交えながら、そのような迫りくる危機に向かって何か一緒に考えていきましょうよ、その助けの一つになるのが第三者評価という話で、平成27年、2015年から10年経過し、保育業界にいろいろな危機がありましたが、そこに少しでも寄与できたのではないかという、ちょっとした自負があります。したがって、本日、話に出た放課後児童クラブも、正に同じような話が出てくるのではないかと思います。せっかくこの制度が特に保育園について今日の話題に出たように補助のお金もついてきているところであり、そこは少しくローズアップして来年度以降も受審を勧奨していただき、

受審する側の保育園もお忙しいとは思いますが、塩崎委員の評価機関にもPRしてもらって、このような点が本当にメリットなんだよ、第三者評価を受審した方がやっぱりいいという機運を長野県全体で高めていくことができればいいと考えており私としても、少しでも関わるところがあれば、幾らでも関わりたいと思っています。ずっと長い間、委員を務めてまいりましたが、今年度もいろいろと議論ができました。特に本日は有意義な議論ができたかなと思いました。本当にありがとうございました。

- 中島分科会長 福祉サービスの質を担保していくためには、第三者評価制度が非常に重要だと思っています。実際は、費用の問題が一番大きく、なかなか進まない訳ではありますが、それでも長野県は事務局の工夫もあって、少しずつでも進んできているという印象を持ちます。是非とも、今後も、これをうまく育てていってほしいと思っています。私からは以上です。

それでは、以降の進行は事務局でお願いします。

- 中澤福祉監査幹 中島分科会長、議事進行、ありがとうございました。

中島分科会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、令和5年度から本日まで、「第三者評価事業の動向と今後の対応」をはじめとして、「評価機関の認証」等について熱心に御議論をいただいておりますが、本日は最後の分科会となりました。

委員の皆様方には、3年間の任期の間、御多忙のところ御出席をいただくとともに、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

今後も、本県の第三者評価制度の推進のために、それぞれのお立場で御支援、御協力をお願い申し上げます。

なお、次期委員の委嘱につきましては、運営要領に基づき進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、長野県社会福祉審議会令和7年度第2回福祉サービス第三者評価推進専門分科会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。